

岡 下 施 4 7 1  
令和 4 年 12 月 14 日

岡山市監査委員様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和 4 年 9, 10 月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和4年9、10月実施分）

下水道施設管理課

指摘事項

電気料金の支払遅延により、遅延利息を賠償金で支出している事例が認められましたので、今後、同様の事例が発生しないよう、適正な事務処理を行って下さい。

改善措置状況

この度の支払遅延が発生した原因は、いずれも処理漏れ・確認漏れによるものです。

今回のご指摘を踏まえ、請求書が届いた時点で納期限を確認し、速やかに支出命令を行い、納期限に間に合うよう支払担当課に送達する、係長など支払担当者以外の複数職員で進捗状況の確認を行うといった基本的な事務作業の徹底を改めて周知しました。

また、再発防止策として、共有フォルダ内に新たに支払処理管理簿の作成を行い、他の係も含めた複数職員で進捗状況を確認できるようチェック体制を強化し、今後、同様の事例を起さないうよう努めてまいります。